

モロッコ商工業財産庁
(O M P I C)
(指定官庁又は選択官庁)

目 次

国内段階－概要

国内段階の手続

附 属 書

手 数 料	附属書 MA. I
発明特許出願様式 (B 1)	附属書 MA. II
表現若しくは記載事項又は明白な誤りの訂正請求様式 (B 2)	附属書 MA. III
拒絶決定後の出願人の意見書様式 (O D R)	附属書 MA. IV
請求の範囲の補正／予備調査報告通知後の意見書様式 (B 10)	附属書 MA. V

略語のリスト

- 国内官庁： モロッコ商工業財産庁 (O M P I C)
- Law ： 工業所有権の保護に関する法律No. 17-97 (2006年の法律No. 31-05及び2014年の法律No. 23-13によって改正追補)
- Decree ： 工業所有権の保護に関する法律No. 17-97 (2006年の法律No. 31-05及び2014年の法律No. 23-13によって改正追補) を施行する政令No. 2-00-368を改正追補する、政令No. 2-14-316

指定（又は選択）官庁 MA	モロッコ商工業財産庁 (OMPIC) 国内段階に入るための要件の概要	概要 MA
国内段階に入るための期間	PCT第22条(3)に基づく期間：優先日から31箇月 PCT第39条(1)(b)に基づく期間：優先日から31箇月	
国内官庁は権利回復を認めるか (PCT規則49.6)？	所定の期間内に請求が行われ、法律17/97の第14.4条に規定する条件を満たしている場合、国内官庁は「故意ではない」の基準に基づき権利回復を認める	
権利回復手数料 ¹	MAD 4,000 MAD 2,000 ²	
要求される国際出願の翻訳文の言語 ⁴	アラビア語又はフランス語	
要求される翻訳文 ⁴	PCT第22条に基づく場合：明細書・請求の範囲（補正された場合には、最初に提出したもの・補正されたものの双方、及びPCT第19条に基づく説明書）・図面の中の説明・要約 PCT第39条(1)に基づく場合：明細書・請求の範囲・図面の中の説明・要約（これらの要素のいずれかが補正された場合には、最初に提出したもの・国際予備審査報告の附属書により補正されたものの双方）	
特別な状況において国際出願の写しが必要とされるか？	出願人が様式PCT/IB/308を受領しておらず、国内官庁がPCT第20条に基づき国際事務局から国際出願の写しを受領していない場合に限り、出願人は国際出願の写しを送付すべきである。これは、出願人がPCT第23条(2)に基づき国内段階の処理を早期に開始するよう明示して請求する場合が考えられる。	
国内官庁は国内法に基づきカラー図面を認めるか？	認めない	
国内手数料 ^{1,3}	通貨：モロッコ・ディルハム (MAD) 出願手数料 ⁴ ：…………… 1,000 (750) ⁵ 500 ² (250) ^{2,5} 公開手数料 ⁴ ：…………… 1,000 (750) ⁵ 500 ² (250) ^{2,5} 10個を超える請求の範囲の追加公開手数料、 各請求の範囲について …… 400 160 ² 特許性の見解書を伴う調査報告の 作成手数料 …………… 8,000 (6,000) ⁵ 4,000 ² (2,000) ^{2,5}	

[次頁に続く]

- 手数料は20%の付加価値税（VAT）の対象とされる。
- この手数料は、自然人（国民又はPCT減額の利益を受ける国からの外国人）、及び次のカテゴリに該当するモロッコ国民（MA）の出願人に適用される：極小企業、（中小企業認可基準に従う）中小企業、自営業者、工芸従事者、大学、教育機関、研究開発目的機関（公的機関、財団、研究センター、研究協会）に適用される。
- 国内官庁の国内手数料の完全な一覧は <http://www.ompic.ma/en/content/patent/tariffs> から入手できる。
- PCT第22条若しくは第39条(1)に基づく期間内に提出又は支払をしなければならない。
- 括弧内の額はオンライン出願に適用される。国内官庁に対する特許出願のオンライン手続に関する詳細は、国内官庁の pct@ompic.ma まで問合せされたい。

MA	モロッコ商工業財産庁 (OMPIC) (続き)	MA
国内手数料の免除，減額又は払戻し	概要及び附属書MA. I を参照	
国内官庁の特別の要件 (PCT規則51の2) ⁶	出願人がモロッコに居住していない場合には代理人の選任 国際出願日の後に出願人が変更された場合には国際出願の譲渡証 国際出願日の後に出願人の名称変更があったが国際事務局からの通知（様式PCT/IB/306）に当該変更が反映されていなかった場合には，当該変更を証明する書類	
誰が代理人として行為できるか？	モロッコに居所を有する自然人又は法人	
国内官庁は受理官庁による優先権回復の効果を認めるか（PCT規則49の3.1）？	認めない	
国内官庁は優先権の回復請求を認めるか（PCT規則49の3.2）？	認める。当該請求に適用される基準及び支払う手数料については国内官庁に確認されたい。	

⁶ PCT第22条又は第39条(1)に基づく期間内に要件を満たさなかった場合，国内官庁は通知に定められた期間内に要件を満たすよう出願人に求める。

国内段階の手続

MA. 01 国内段階へ移行するための様式

国内官庁は、国内段階へ移行するための特別の様式（様式B1）を用意しており、次のリンクからダウンロード可能である（附属書MA.II参照）。

<http://www.ompic.ma/fr/content/formulaires-brevets-invention>

Law Art. No. 30 to 32

MA. 02 国内段階移行の最小限提出要件

8 (par.2)

Decree Art. No. 4

出願人は国内官庁への国内段階移行のために、記入済の特許出願様式（様式B1）を使用することができる。国内段階移行時に、様式に添付して提出すべき1通又は複数通の書類が特許出願ファイルに含まれていなければ、出願人又は代理人は国内段階移行日から3箇月以内にファイルを要件に適合させることができる。特許出願及び調査手数料は国内段階移行日から1箇月以内に支払わなければならない。上述した条件の1つが満たされていない場合、特許出願は取り下げられたものとみなされる。この場合、出願人又は代理人は2箇月以内に手続続行請求を行うことができる（MA.13参照）。

Decree Art. No. 2

MA. 03 手続言語

手続言語はアラビア語又はフランス語である。

Decree Art. No. 5

MA. 04 明細書の翻訳文

特許出願が国内官庁の作業言語以外によって行われた場合には、明細書の翻訳文が要求される。翻訳文は国内段階移行日から3箇月以内に提出しなければならない。

Law Art. No. 39

MA. 05 誤りの補充

出願人又は代理人は、特許付与前であれば理由を伴う請求に基づき、提出書類における表現又は記載事項の誤り及び明白な誤りの補充を請求することができる。補充請求が明細書、請求の範囲又は図面に関するものであれば、誤りが明白であり、出願人がそれ以外の文又は行を対象としていない場合に限り、この補充が認められる。補充は、表現若しくは記載事項の誤り又は明白な誤りの補充請求のための様式（様式B2）を使用して請求し、この様式は<http://www.ompic.ma/fr/content/formulaires-brevets-invention> からダウンロード可能である（附属書MA.III参照）。

Law Art. No. 4

MA. 06 代理

出願人がモロッコに居住しない個人又は法人の場合には、モロッコに居所又は業務地を有する代理人が代理しなければならない。代理人が国内官庁保管の弁理士リストに含まれていない場合（<http://www.ompic.ma/sites/default/files/NOTEINFORMATIONN52017.pdf>）には委任状を提出しなければならない。このリストに含まれている場合であっても権利の終了又は移転に関する手続には委任状が要求される。

PCT Rule 51bis.1

MA. 07 譲渡証

51bis.2

国際出願の出願人以外の者が国内段階に移行する特許出願を行う場合、この変更が国際事務局からの通知（様式PCT/I B/306）に含まれていなければ、国際出願の譲渡証、又は状況に応じて出願人の名義変更を正当化する書類を提出しなければならない。

Law Art. No. 8

MA. 08 先の出願に関する情報

法律第8条に基づき、優先権主張を希望する出願人は、特許出願時に、優先権に関する次の情報を様式B1に添付しなければならない。i) 先の出願日、ii) 先の出願番号、iii) 先の出願が行われた国。

Law Art. No.	43	MA. 09 審査 特許出願が方式要件を満たしている場合、国内官庁は発明が特許性要件を満たしているのか決定するために予備調査報告を作成し、請求の範囲に基づき明細書及び（あれば）図面を参照して、出願の特許性に関する見解書を添付する。その後、この報告は出願人又は代理人に通知され、出願人又は代理人は必要であれば通知の日から3箇月以内に応答することができる（MA.10参照）。
Law Art. No.	44	特許出願が拒絶又は取り下げられた場合には、国内官庁の公開サーバで公開される。
Law Art. No.	14.3	特許出願の公開日から2箇月以内に、第三者は国内官庁に見解書を提出することができる。この見解書は特許有効性の要件を理由とすることができる。国内官庁は見解書を遅滞なく出願人又は代理人に通知し、出願人又は代理人は必要であれば2箇月以内に応答することができる。
Law Art. No.	43.2	予備調査報告に基づき、更に該当すれば提出済の最終請求の範囲一式（MA.10の後記段落参照）及び残りの請求の範囲を裏付けるために出願人が提出した意見書、並びに該当すれば第三者の見解書を考慮して、最終調査報告が作成される。
Law Art. No.	41	請求の範囲すべて又は一部について第41条に基づく拒絶理由が存在しなければ、その請求の範囲すべて又は一部について特許が付与され、 http://www.patent.ompic.ma/ の国内官庁公開サーバにおいてB 1 公開される。これに該当しない場合には、第41条に基づく拒絶理由の1つを含む請求の範囲に関して、特許出願の一部又は全体の拒絶理由が発出され、出願人又は代理人は拒絶決定について通知を受ける。
Law Art. No.	14.2	出願人又は代理人は、国内官庁からの拒絶決定通知の日から2箇月以内に、審査官の見解を変更させる可能性がある意見があれば、この決定に対する意見書を提出することができる（様式ODR、附属書MA.IV参照）。提出された意見書が拒絶決定を変更するものであれば、その意見書に則して新たな決定が作成される。
Law Art. No.	43.1	MA. 10 特許出願の補正 予備調査報告及び特許性に関する見解書が作成された場合には、発明の最終名称及び要約を添付して出願人又は代理人にすみやかに通知される。出願人は予備調査報告及び特許性に関する見解書の通知日から3箇月以内に、状況に応じて請求の範囲の補正、又は残りの請求の範囲を裏付ける意見書の提出を行うことができる（様式B 10、附属書MA.V参照）。 出願時の出願内容を超えて出願の対象を拡張する請求の範囲の補正は認められない。
Law Art. No.	38.1 38.2	MA. 11 発明の単一性欠如 出願が発明の単一性要件（法律第38条）を満たしていない場合、出願人又は代理人は自発的に、又は国内官庁から求めがあった時点で、拒絶、取下げ又は付与の対象とされていないことを条件として、出願時の特許出願を分割又は限定することができる。分割出願は出願時の出願内容を拡張しない特徴について行うことができる。
Law Art. No.	82	MA. 12 年金 特許が付与された翌年から、特許出願についての年金を国内官庁に支払わなければならない。特許権者が所定期間内に更新手数料を支払わない場合には権利の消滅となる。ただし、期間終了日から更に6箇月以内であれば年金は有効に支払可能である。この場合には支払が遅延した各月について割増料が加算される（附属書MA. I 参照）。 6箇月の追加期間の終了前に更新手数料が支払われない場合、特許権者の権利は喪失し、権利喪失に関して理由を伴う国内官庁の決定通知書が特許権者又は代理人に送付される。

PCT Article.	48.2	MA. 13 期間を遵守しなかったことによる遅滞についての許容
PCT Rule	82bis	国内段階移行に関する一定の手続を遂行する期間を遵守しなかった場合、出願人又は代理人は手数料支払を条件として、期間終了日から2箇月以内であれば、その手続に関する続行請求を国内官庁に行うことができる。この期間を経過したが、国内官庁に手続続行請求が行われていない場合、必要であれば権利回復請求の可能性はある。
Law Art. No.	14.1	
Decree Art. No.	3.1	
Law Art. No.	84	特許権者は、権利喪失の決定の通知日（MA.12参照）から3箇月以内であれば、特許権の更新手数料不払について正当な理由がある場合、権利回復の申立てを国内官庁に行うことができる。
Decree Art. No.	42	
PCT Article.	25	MA. 14 PCT第25条の規定に基づく検査
PCT Rule	51	関係手続は国内段階6.018から6.021項に概説されている。

手 数 料^{1,2}

(通貨：モロッコ・ディルハム)

出願手数料	1,000	(750) ³	500 ⁴	(250) ^{3,4}
公開手数料	1,000	(750) ³	500 ⁴	(250) ^{3,4}
10個を超える請求の範囲の追加公開手数料、各請求の範囲について	400		160 ⁴	
特許性の見解書を伴う調査報告の作成手数料	8,000	(6,000) ³	4,000 ⁴	(2,000) ^{3,4}
付与手数料	4,000	(3,000) ³	2,000 ⁴	(1,000) ^{3,4}
紙形式による特許の内容を伴う発明特許証発行手数料	4,000	(3,000) ³	2,000 ⁴	(1,000) ^{3,4}
更に各頁について	10			
年 金：				
－第2年度から第5年度、各年	1,000		250 ⁴	
－第6年度	1,600		400 ⁴	
－第7年度	2,000		500 ⁴	
－第8年度	2,400		600 ⁴	
－第9年度	2,800		700 ⁴	
－第10年度	4,000		1,000 ⁴	
－第11年度から第15年度、各年	6,000		1,500 ⁴	
－第16年度から第20年度、各年	10,000		2,500 ⁴	
保護期間の回復又は延長請求手数料	2,000		500 ⁴	
保護期間の延長手数料	40,000		10,000 ⁴	
各年について支払う手数料（特許年金）の遅延支払手数料、 遅延する各月について	年金額の25%、最低額は240			
回復手数料	遅延支払手数料の額に追加して、年金支払額の100%			
手続続行又はそれと同様の請求手数料	手続続行請求の対象とされる手続に支払う手数料の額の50%			

手数料の支払方法

すべての手数料はモロッコ・ディルハム建で支払う。すべての手数料の支払には、出願番号（判明していれば国内出願番号、国内出願番号が不明であれば国際出願番号）、出願人の氏名若しくは名称及び支払う手数料の種類を記載しなければならない。

手数料は現金又は小切手によって支払うことができる。

- 1 手数料は20%の付加価値税（VAT）の対象とされる。
- 2 国内官庁の国内手数料の完全な一覧は <http://www.ompic.ma/en/content/patent/tariffs> から入手できる。
- 3 括弧内の額はオンライン出願に適用される。国内官庁に対する特許出願のオンライン手続に関する詳細は、国内官庁の pct@ompic.ma まで問合せされたい。
- 4 この手数料は、自然人（国民又はPCT減額の利益を受ける国からの外国人）、及び次のカテゴリに該当するモロッコ国民（MA）の出願人に適用される：極小企業、（中小企業認可基準に従う）中小企業、自営業者、工芸従事者、大学、教育機関、研究開発目的機関（公的機関、財団、研究センター、研究協会）に適用される。

様式（附属書MA. II－V）

国内官庁は次の書類を準備している。最新版及びその他の言語については国内官庁ウェブサイト（附属書B）を参照されたい。

附属書 MA. II 発明特許出願様式（B 1）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_II_ma.pdf

附属書 MA. III 表現若しくは記載事項又は明白な誤りの訂正請求様式（B 2）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_III_ma.pdf

附属書 MA. IV 拒絶決定後の出願人の意見書様式（ODR）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_IV_ma.pdf

附属書 MA. V 請求の範囲の補正／予備調査報告通知後の意見書様式（B10）

https://pctlegal.wipo.int/eGuide/forms/ax_V_ma.pdf